

【天理市企業立地支援条例】

企業立地奨励事業者指定申請時申請 受付チェックシート

申請受付時に、下記項目をチェックしてください。

●企業立地奨励事業者指定申請時（事業者⇒天理市）※操業の30日前まで			チェック
I 必要提出書類について			
①	市内に事業所を設置する事業者の場合	企業立地奨励事業者指定申請書【様式第1号】（押印・原本を提出）	
②		事業所設置計画書【様式第2号】	
③		法人に関する登記事項証明書又は住民票抄本	
④		定款又は規約	
⑤		土地に関する登記事項証明書の写し	
⑥		事業所の概略設計図、配置図及び位置図	
⑦		売買契約書、領収書又は見積書の写し等の投下固定資産の総額を証する書類	
⑧		財務諸表（過去2年分）	
⑨		建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し	
⑩		代表者の印鑑登録証明書（原本を提出）	
⑪	誓約書兼承諾書（押印・原本を提出）		
⑫	のホテル等事業者の場合	事業者間（ホテル運営者・建物設置者・設備設置者）の関連を証する書類	
II 申請書・計画書・添付資料の記載事項について ※番号は申請書・計画の項目番号と対応			
申請書		申請者の所在地、会社名、代表者名、押印があるか。（法人の場合は法人の実印を押印のこと）	
計画書	1	各項目は正確に記載しているか。（所在地等の記載内容は 本社の概要 とする。）事業概要として 会社パンフレット や 会社経歴書 、 営業報告書 があれば添付すること。その他参考事項は空欄でも可。	
	2-1	設置の区分に正しく○をしているか。	
	2-2	所在地は新たに新設・増設・移転する所在地が記載されているか。	
	2-3	事業所の設置に要する費用の欄に投下固定資産額の合計金額を記載し、内訳の投下固定資産とその他の欄に分けて記載されているか。また、投下固定資産額が指定要件に達しているか。（条例第5条第2項） （新設/移設）：大企業は1億円以上、中小企業は1000万円以上 （増設）：大企業は5000万円以上、中小企業は500万円以上	
	2-4	事業所用地の取得年月日に 操業開始前から3年以内 の取得日になっているか。（条例第2条（7））	
	2-5	操業開始日欄の年月日が、 申請日から30日以上後 の開始になっているか。（条例施行規則第2条）	
	2-6	業種は、新たに設置する事業所の業種を記載しているか。	
3	各区分ごとに金額を記載し、その合計が「2 事業所の概要」の「設置に要する費用」欄の額と一致しているか。また、各区分の金額に誤りがないか工事契約書・見積書等で確認すること。		

添 付 書 類	4	市内に住所を有する新規雇用者を記載すること。	
	5	公害の防止対策を行っているか。(工場の場合のみ必要)※環境政策課へ確認	
	③法人に関する登記事項証明書又は住民票抄本		
	1	取得年月日が申請日から3か月以内であるか。	
	④定款又は規約		
	1	指定事業者にふさわしい事業者であるか。	
	⑤土地に関する登記事項証明書(土地の取得無しであれば不要)		
	1	登記簿の取得年月日が申請日から3か月以内であるか。	
	2	土地の取得年月日が操業予定日の3年前以内であるか。	
	⑥事業所の位置図、概略設計図又は配置図		
	1	概略設計図又は配置図により、事務所がある施設であるか。(法人市民税がかかるようであれば可)	
	2	概略設計図又は配置図により、賃貸を目的とした施設ではないか。	
	3	申告の業態にあった施設内容であるか。	
	⑦売買契約書、領収書又は見積書の写し等の投下固定資産の総額を証する書類		
	1	事業所設置計画書【様式第2号】の「3 事業所の設置に要する費用」に記載の内容と差異がないか。また、投下固定資産額の要件を満たしているか。	
	⑧財務諸表(過去2年分):決算書		
	1	経営状況から奨励事業者としてふさわしい事業者であるか。	
	⑨建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項に規定する確認済証の写し		
	1	建築基準法第6条第4項の確認済証であるか。(検査済証と間違わないように)※検査済証は建物が建ってから の証明書。	
	⑩代表者の印鑑登録証明書		
1	申請書の押印と一致しているか。また、証明書は申請日から遡って3か月以内であるか。		
⑪誓約書兼承諾書			
1	所在地、会社名、押印がなされているか。		
●操業開始届出書について (事業者⇒天理市)※操業開始日から30日以内			
I 必要提出書類について			
①	操業開始届出書【様式第6号】		
②	奨励金対象固定資産台帳(任意様式)		